

今回の改正法案のねらい・ポイント

下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現

- (1) **国内への侵入防止**のために**緊急に対処が必要な外来生物**（**ヒアリ類**を想定）の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**を想定）に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、**緊急の対処が必要なもの**については「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を想定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外として検討している例
・個人の販売目的でない飼育
・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要**に

1. ヒアリ対策の強化①

特定外来生物全般の規制権限の拡充

【第1条関係】第13条、第24条の2

- ◆ **土地の立入り等** 主務大臣等は、特定外来生物の生息又は生育の状況等の情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。
- ◆ **輸入品等の検査等** 主務大臣は、特定外来生物等が付着等しているおそれのある輸入品等（通関前）があると認めるときは、その職員に輸入品等の所在する土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している輸入品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 国等が民有地に立入りできるのは防除のためのみ
- 通関前の輸入品等に特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能なのは、輸入品・コンテナ等のみ



改正後

- 防除に加え、その前段階の生息調査のための立入りも可能に
- 通関前の輸入品等が置かれている土地・施設（倉庫、車両等）も検査、消毒廃棄命令等が可能



1. ヒアリ対策の強化②

「要緊急対処特定外来生物」の Kategorii の新設

【第2条関係】第2条第3項

「特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの」を

「**要緊急対処特定外来生物**」として政令で定める（※）

※ヒアリを含むトフシアリ属4種群とそれらの交雑種を政令で指定することを想定

ヒアリによる多方面にわたる著しい影響

- 人への健康被害（アレルギー反応（アナフィラキシーショック）による死亡例も有）
- 公園などに広く定着すると、裸足・サンダルでは歩けないほか、花見や花火大会などを安心して行えなくなるおそれ
- 農業生産や家畜への被害のおそれ
- 電気設備に巣を作り、電線をかじって停電・火災を誘発
- 在来の昆虫だけでなく、爬虫類、小型ほ乳類をも集団で攻撃し捕食

※米国では年間6000-7000億円の被害



写真提供：寺山 守

ヒアリに刺されて起きた発疹



防除作業の様子



働きアリ
体長約2.5～6mm

ヒアリの大きさ

女王アリ
体長約7～8mm

1. ヒアリ対策の強化③

「要緊急対処特定外来生物」に対する権限の創設

【第2条関係】第24条の2第2項、第4章の3

- ◆ **通関後の検査等** 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が付着等している蓋然性が高い物品等、土地又は施設については、**通関後も含め**その職員に土地又は施設(※)に立ち入ることができるとともに、付着又は混入している物品等、土地又は施設を検査等することや、消毒又は廃棄すべきことを命ずることができる。
- ◆ **移動の制限・禁止** 主務大臣は、**要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等**しているときは、物品等又は施設の移動を制限、禁止することを命ずることができる
- ◆ **対処指針の策定** 主務大臣及び国土交通大臣は、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための**事業者が取るべき措置に関する指針（対処指針）を定め**、指針に定める事項に関する報告徴収、助言、指導、勧告、命令することができる

※施設：車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む

現行

- 通関後の物品等に対して、検査、消毒廃棄命令等ができない
- 専門家による特定外来生物の特定（同定）作業中は、任意の移動停止の協力依頼のみのため限界あり
- 事業者との連携にかかる根拠規定がない



改正後

- 通関後の物品、施設や土地に特定外来生物がいるおそれがあるときに検査、消毒廃棄命令等が可能
- ヒアか否か専門家が特定（同定）作業中も物品等の移動停止をさせることが可能
- 国が対処指針を定めることを法定化し、事業者との連携を強化